

平成十一年法律第九十九号
経済産業省設置法

目次

第一章 総則（第一条）	第二章 経済産業省の設置並びに任務及び所掌事務
第二節 経済産業省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）	第三章 本省に置かれる職及び機関
第一節 特別な職（第五条）	第一節 設置（第十四条）
第二節 審議会等（第六条～第八条）	第二節 資源エネルギー庁
第三節 地方支分部局（第九条～第十三条）	第三節 外局
第四章 外局	第四章 特許庁（第二十一条～第二十三条）
第一節 設置（第十四条）	第五章 中小企業庁（第二十四条）
第二節 審議会等（第十八条～第二十条）	第六章 雜則（第二十五条）
附則	附則

3 経済産業省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

(所掌事務)

第四条 経済産業省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経済構造改革の推進に関すること。

二 民間の経済活力の向上を図る観点から必要な経済財政諮問会議において行われる経済全般の運営の基本方針の審議に係る企画及び立案への参画に関し、所掌に係る政策の企画を行うこと。

三 産業構造の改善に関すること。

四 企業間関係その他の産業組織の改善に関すること。

五 市場における経済取引に係る準則の整備に関すること。

六 工業所有権及びこれに類するものの保護及び利用に関すること。

七 民間における技術の開発に係る環境の整備に関すること。

八 第三号から前号までに掲げるもののほか、業種に普遍的な産業政策に関すること。

九 産業立地に関すること。

十 工業用水道事業の助成及び監督に関すること。

十一 地域における商鉱工業一般の振興に関すること。

十二 通商に関する政策及び手続に関すること。

十三 通商に関する協定又は取決めの実施（通常経済上の経済協力に係るものと含む。）に関すること。

十四 通商経済上の国際協力（経済協力を含む。）に関すること。

十五 輸出及び輸入の増進、改善及び調整に関すること。

十六 通商政策上の関税に関する事務その他の関税に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。

十七 通商に伴う外国為替の管理及び調整に関すること。

十八 貿易保険に関すること。

十九 条約に基づいて日本国に駐留する外國軍隊、日本国に在留する外国人及びこれらに類する者に対する物資の供給及び役務の提供に関すること（防衛省の所掌に属するものを除く。）。

二十 第十二号から前号までに掲げるものは何か、通商に関すること。

二十一 鉱工業の科学技術に関する総合的な政策に関すること。

二十二 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発の技術指導及び助成並びにその成果の普及に関すること。

二十三 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びに企業化の促進に必要な施設及び設備の整備に関すること。

二十四 前三号に掲げるもののほか、鉱工業の科学技術の進歩及び改良並びにこれらに関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

二十五 地質の調査及び改良並びにこれに関連する業務を行なうこと。

二十六 産業標準の整備及び普及その他の産業標準化に関すること。

二十七 計量の標準の整備及び適正な計量の実施の確保に関すること。

二十八 所掌に係る産業公害の防止対策の促進に関すること。

二十九 所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関すること。

三十 商鉱工業の発達及び改善に関する基本に関すること。

三十一 所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること。

三十二 次に掲げる物資の輸出、輸入、生産、流通及び消費（生糸及び繊維の生産、流通及び消費並びに農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。）の増進、改善及び調整に関すること（航空機の修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）。

三十三 鉄鋼、非鉄金属、化学工業品、機械器具、鋳造品、鍛造品、繊維工業品、雑貨工業品、鉱物及びその製品並びにこれらに類するもの（油脂製品、化粧品、農水産機械器具、産業車両、陸用内燃機関、航空機、銃砲、医療用機械器具及び木竹製品並びに土木建築材料（木材を除く。）を含み、化学肥料、飲食料品、農薬、鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置、原皮、原毛皮、国土交通省がその所掌する軽車両、船舶、船舶用機器及び船舶用具並びに農林水産省がその所掌する農機具を除く。）。

三十四 化学肥料（炭酸カルシウムを除く。）の輸出、輸入及び生産の増進、改善及び調整に関すること。

三十五 鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置並びに国土交通省がその生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機器及び船舶用品の輸出及び輸入の増進、改善及び調整に関すること。

三十六 化学物質の管理に関する所掌に係る事務に関すること。

三十七 自転車競走及び小型自動車競走の施行に関すること。

三十八 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、鉱工業の発達及び改善を図るものに関すること。

三十九 デザインに関する指導及び奨励並びにその盗用の防止に関する事務。

四十 物資の流通（輸送、保管及び保険を含む。）の効率化及び適正化に関する所掌に係る事務に関する事務のうち所掌に係る事務に関すること。

四十一 商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち所掌に係るものに関する事務に關すること。

四十二 通商に関する参考品及びこれに類するものの収集及び展示紹介に関する事務。

四十三 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事務。

四十四 火薬類の取締り、高圧ガスの保安、鉱山における保安その他の所掌に係る保安の確保に関する事務。

四十五 情報処理の促進に関する事務。

四十六 情報通信の高度化に関する事務のうち情報処理に係るものに関する事務。

四十七 鉱物資源及びエネルギーに関する総合的な政策に関する事務。

四十八 省エネルギー及び新エネルギーに関する政策に関する事務。

四十九 石油、可燃性天然ガス、石炭、亜炭その他の鉱物及びこれに類するもの並びにこれらの製品の安定的かつ効率的な供給の確保に関する事務。

五十 石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関する事務。

五十一 鉱害の賠償に関する事務。

五十二 電気、ガス及び熱の安定的かつ効率的な供給の確保に関する事務。

五十三 工業塩の流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務。

五十三 電源開発に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

五十四 エネルギーに関する原子力政策に関すること。

五十五 エネルギーとしての利用に關する原子力の技術開発に關すること。

五十六 弁理士に關すること。

五十七 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）第四条に規定する事務

五十八 所掌事務に係る国際協力に關すること。

五十九 政令で定める文教研修施設において、鉱山における保安に關する技術及び実務の教授並びに所掌事務に關する研修を行うこと。

六十 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき経済産業省に属させられた事務

経済産業大臣は、塩の輸出及び輸入の基本的事項について財務大臣に、米麦その他の主要食糧及び飼料の輸出及び輸入の基本的事項については農林水産大臣に協議しなければならない。

第一項に定めるもののほか、経済産業省は、前条第一項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策について、当該重要政策に關して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に關する事務をつかさどる。

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節 特別な職

（経済産業審議官）

第五条 経済産業省に、経済産業審議官一人を置く。

2 経済産業審議官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務に係る重要な政策に關する事務を総括整理する。

（設置） 第二節 審議会等

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

1 消費経済審議会

2 産業構造審議会

前項に定めるものほか、別に法律で定めるところにより経済産業省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

会員会	日本産業標準調査会	計量行政審議会	名称
中央鉱山保安協議会	（産業構造審議会）	計量法（平成四年法律第五十号）	法律（昭和二十四年法律第二百八十五号）
電力・ガス取引監視等委員会	（産業構造審議会）	（一）	（律第七十号）
		（鉱山保安法（昭和二十四年法律第二百八十五号））	（鉱山保安法（昭和二十四年法律第二百八十五号））

第七条 産業構造審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経済産業大臣の諮問に応じて産業構造の改善に関する重要事項その他の民間の経済活力の向上及び对外経済関係の円滑な発展を中心とする経済及び産業の発展に関する重要な事項（次号から第四号までに規定する重要な事項を除く。）を調査審議すること。

二 経済産業大臣又は関係各大臣の諮問に応じて割賦販売、ローン提携販売、信用購入あつせん及び前払式特定取引に関する重要な事項を調査審議すること。

三 経済産業大臣又は農林水産大臣の諮問に応じて商品市場における取引に関する重要な事項（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する商品及び同条第二項に規定する商品指數に係る重要な項目に限る。）を調査審議すること。

四 経済産業大臣又は関係各大臣の諮問に応じて消費生活用製品の安全性並びに訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引及び訪問購入に関する重要な事項を調査審議すること。

五 前各号に規定する重要な事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣（第一号に規定する重要な事項のうち貿易保険法（昭和三十五年法律第六十七号）の運用に関するものに関しては、財務大臣を含む。）に意見を述べること。

六 特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）、工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）、

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）、航空機工業振興法（昭和三十三年法律第二百五十号）及び石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第二百四十九号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

前項に定めるもののほか、産業構造審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他産業構造審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

（消費経済審議会）

第十八条 消費経済審議会は、割賦販売法（昭和十六年法律第二百五十九号）、特定商取引に関する法律（昭和五十二年法律第五十七号）及び消費者生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

前項に定めるもののほか、消費経済審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他消費経済審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

（設置）

第九条 本省に、次の地方支分部局を置く。

1 産業保安監督部

2 前項に定めるもののほか、当分の間、本省に、地方支分部局として、那覇産業保安監督事務所を置く。

（経済産業局）

第十条 経済産業局は、経済産業省の所掌事務（第四条第一項第二号、第十二号、第十三号、第四十四号、第四十七号及び第五十九号に掲げる事務を除く。）を分掌し、並びに消費者及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第二百四十八号）第四条第一項各号に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属させられた事務をつかさどる。

2 経済産業局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第十七条、第二十三条又は中小企業法（経済産業局は、第一項に規定する経済産業局に属させられた事務については、消費者庁長官の指揮監督を受けるものとする。

第十一章	第十二章	第十三章	第十四章	第十五章
第十一節	第十二節	第十三節	第十四節	第十五節
(長官)	(産業保安監督部等)	(支局、通商事務所、アルコール事務所又は石炭事務所)	(支局、通商事務所、アルコール事務所又は石炭事務所)	(資源エネルギー庁)
第一款 任務及び所掌事務	第十二条 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所は、経済産業省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十四号及び第六十号に掲げる事務を分掌する。	第十三条 経済産業大臣は、経済産業局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、経済産業局の支局、通商事務所、アルコール事務所又は石炭事務所を置くことができる。	第十四条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、経済産業省に、次の外局を置く。 資源エネルギー庁	第十五条 資源エネルギー庁の長は、資源エネルギー庁長官とする。
特許厅	4 経済産業局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は政令で定める。	2 経済産業局の支局、通商事務所、アルコール事務所又は石炭事務所の名称、位置、管轄区域所掌事務及び内部組織は、経済産業省令で定める。	2 第一節 設置	2 第一節 設置
2 前項に定めるもののほか、国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて経済産業省に置かれる外局は、中小企業庁とする。	（支部又は産業保安監督署）	2 産業保安監督部の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。	2 第二節 外局	2 第二節 外局
	第三条第一項第四十四号及び第六十号に掲げる事務を分掌する。	3 産業保安監督部の内部組織は、経済産業省令で定める。	3 第三節 内部組織	3 第三節 内部組織
	4 那覇産業保安監督事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。	4 産業保安監督部の内部組織は、経済産業省令で定める。	4 第四節 内部組織	4 第四節 内部組織
	5 那覇産業保安監督事務所の内部組織は、経済産業省令で定める。	5 那覇産業保安監督部の内部組織は、経済産業省令で定める。	5 第五節 内部組織	5 第五節 内部組織

<p>第二十条 第二十二条、第二十三条及び第三十九条の規定、附則第五十条中経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)第四条第一項第三十九号の改正規定並びに附則第五十条の規定 平成十五年四月一日 (政令への委任)</p> <p>第五十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p>附 則 (平成一五年六月一八日法律第九二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第一条中電気事業法目次の改正規定、第六章の改正規定並びに第六百六条、第七百七十七条の三、第七百七十八条の四及び第七百九十五条の二の改正規定並びに第三条の規定並びに附則第十七条、第十八条、第十九条第一項、第二十条から第三十八条までの改正規定並びに第六百六条、第七百七十七条の二、第四十一条、第四十三条、第四十五条、第四十六条、第四十八条、第五十一条及び第五十五条から第五十七条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日</p>
---	--

<p>第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日又は時から施行する。</p> <p>一 第二条、次条(中小企業総合事業團法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第四十六号)、附則第九条から第十八条までの改正規定を除く)並びに附則第三条から第七条まで、第十一条、第二十条及び第二十二条の規定 公布の日</p> <p>二 前号に掲げる規定以外の規定 人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)の成立の時</p>	<p>附 則 (平成一六年四月二一日法律第三五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日又は時から施行する。</p> <p>一 第二条、次条(中小企業総合事業團法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第四十六号)、附則第九条から第十八条までの改正規定を除く)並びに附則第三条から第七条まで、第十一条、第二十条及び第二十二条の規定 公布の日</p> <p>二 前号に掲げる規定以外の規定 人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)の成立の時</p>
---	--

<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一六年五月一二日法律第四三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
--	---

<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
--	--

- 二 附則第十九条第一項ただし書 第十九条第一項、第二十五条又は第三十一条の承認をしようとするとき。

三 附則第十九条第二項の規定による命令をしようとするとき。

四 附則第二十二条第一項又は第二十八条第一項の規定による指定をしようとするとき。

五 附則第二十二条第二項又は第二十八条第二項の規定による指定の解除をしようとするとき。

六 附則第二十三条第一項又は第二十九条第一項の許可をしようとするとき。

七 委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

第三十七条 委員会は、附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委任された附則第三十三条又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るために必要があると認めるときは、みなしガス小売事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

八 委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けたみなしガス小売事業者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。

九 委員会は、前項の規定による報告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該報告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

一〇 委員会は、附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委任された附則第三十三条又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るために必要があると認めるとときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

一一 委員会は、前項の規定による勧告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該勧告をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

第三十九条 委員会は、附則第三十六条第一項、

6 前項の規定により經濟産業局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が經濟産業局長を指揮監督する。

五 附則第五十条第四項の規定によりなおその
十一條第一項の許可又は附則第五十一条第一
項の許可をしようとするとき。

効力を有することとされる旧熱供給事業法第
一六、第一項の規定によるものにて付属第二

十六条第一項の規定による命令又は附則第五十二条第五項の規定による命令をしようとするとき。

六 附則第五十条第四項の規定によりなおその
効力を有することとされる旧熱供給事業法第

十六条第二項の規定による変更の処分をしようとするとき。

七 附則第五十三条の規定による承認をしようとするとき。

委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければな

五十九条 委員会は、附則第六十三条第一項又
らない。

は第二項の規定により委任された附則第五十五条又は第五十六条第一項の規定による権限を行

使した場合において、必要があると認めるとときは、みなし熱供給事業者に対し、必要な勧告を

することができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けたみなし熱供給事業

者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を経済産業大臣に報告する

委員会は、前項の規定による報告をした場合のとする。

には、経済産業大臣に対し、当該報告に基づいてとの措置について報告を求めることができ

六十九条 委員会は、附則第六十三条第一項又は

第二項の規定により委任された附則第五十五条

した場合において、特に必要があると認めると

経済政策の実現に必要な総合的な手段を用いることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、二の限りでない。

本勧告を以てが場合にこの限りでない
委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、
異議なく、その内容を公表しなければならぬ。

に過激かくその内容を公表したければならない。

委員会は第一項の規定による勧告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該勧告に基づいて二つと措置について報告を求めることがござ

いてとくに措置について報告を求めることができる。
きる。

